

### III 研究ノート III

## ドイツ信託公社による民営化の法的基礎 — 信託法に定める民営化 —

古川 澄明

はじめに

1. 信託法の目的
2. 信託法に定める私有化（民営化）
  - (1) 人民所有財産の私有化（民営化）
  - (2) 資本公司への転換と所有権
  - (3) 所有権の譲渡
  - (4) 所有権売却益
3. 信託法に定める信託公社
  - (1) 人民議会・閣僚評議会・信託公社の関係
    - ① 人民議会，閣僚評議会
    - ② 信託公社
  - (2) 信託公社の地位と任務
  - (3) 信託公社のガバナンス
    - ① 理事会
    - ② 管理評議会
    - ③ 収益と利用
    - ④ 年度末決算書と状況報告書
  - (4) 信託株式会社
    - ① 信託公社と信託株式会社の関係
    - ② 信託株式会社の任務
    - ③ 信託株式会社の機関
4. 信託法に定める資本公司化
  - (1) 資本公司への転換
  - (2) 資本公司のガバナンス
    - ① 暫定的統轄機関
    - ② 経営者責任
    - ③ 暫定的所有者と基本出資額
    - ④ 営業年度

- ⑤ 会社設立の暫定措置
  - ⑥ 新会社の義務
  - ⑦ 信託公社による統轄
  - (3) 資本会社の登記と解散
  - 5. 信託法の発効
    - (1) 非合法収用への補償問題
    - (2) 信託法発効と旧法無効
  - 6. 通貨条約と信託法
  - 7. 統一条約と信託法
- おわりに

## はじめに

ドイツ再統一に向って、東ドイツ最後の政権となったデメジュール政府は、東ドイツ経済を西ドイツ経済と融合させるための前提として、東ドイツ国有企業の民営化を決定し、それを実施するための法的整備を行い、民営化に着手していった。前稿<sup>1)</sup>では、民営化を成文化した「信託法」こと「人民所有財産の民営化と再編成のための法律（信託法）<sup>2)</sup>」（1990年6月17日制定、7月1日発効）が成立するプロセスを叙述した。この法律によって、デメジュール政府は東ドイツの民営化を実施する法的根拠を明文化し、それに先立つ5月18日に東西両ドイツ間で締結された「通貨・経済・社会同盟の創出のための国家条約<sup>3)</sup>」（通称、「第一国家条約」ないし「通貨条約」）の7月1日発効によって、再統一を目指して一路邁進した。民営化法は、東ドイツ社会主義国家の根幹をなしてきた国営企業を民営化することで、東ドイツ経済を西ドイツ経済へ融合させることを、目的としていた。

この時点では、民営化が再統一後のドイツ社会に、どのような艱難を生み出すのか、東西両ドイツ政府には想定だにできない事柄もあったものと思わ

- 1) 拙稿「ドイツ信託公社による民営化始動への序曲—東ドイツ最終政権の選択—」『山口経済学雑誌』第57巻第4号、2008年11月を参照のこと。
- 2) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz) vom 17. Juni 1990, Gesetzblatt der DDR, Teil 1, No.33; 因みに、Vgl. Robert Weimar: *Treuhandgesetz*, Stuttgart: Verlag W.Kohlhammer 1993では、信託法について、詳細な検討が行われている。
- 3) Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990 (Verfassungsgesetz), verkündigt durch Gesetz vom 21.Juni 1990 (GBl. I, S.331).

れる。実際、事前の想到を超える難題が新統一政府の前途に横たわることにもなった。ドイツ再統一後、法人会社形態に転換した旧国営企業の多くが経営難に陥るか、閉鎖に追い込まれた。極言すれば、市場競争力のある企業は、社会主義時代に世界から名声を得ていた「マイセン磁器製作所」(Staatliche Porzellan-Manufaktur Meissen GmbH, 1991年6月法人会社改組<sup>4)</sup>) くらいである、と揶揄されたほどであった。一見して老朽化している設備と旧式生産システムで事業を営む製造企業が少なくなかった。市場競争とは無縁の世界に存続してきた旧国営企業が陥った経営難の主たる原因は、自力で市場競争を生き残ることができないことにあった。特殊技術やその他のノウハウを保有するか、あるいは西側企業の生産拠点として再建に値する価値のある企業は買収されたが、西側企業の関心から外れた企業は廃業の危機に晒された。旧国営企業の経営責任者に就いた人材には、多くの場合に、市場競争に挑む「マネジメント」の経験がなく、また実践的知識やノウハウも持たなかった。多くの東部ドイツ製品に市場競争力がなかった。従業員層も経営合理性や工場の生産性への認識が欠如し、コスト意識が低かった<sup>5)</sup>。そうした数多の企業を民営化し、再建し、あるいは清算する事業が信託公社(Treuhandanstalt)の課題となって山積していった。

信託法は、したがって、東ドイツ国営企業の民営化に何を期待し、いかなる目的を定め、どのような手続きでそれを実施しようとしたのか、その原点を知ることでできる法律である。それを検討した後、次稿において、信託法

- 4) 「国立マイセン磁器製作所有限会社」は、古都ドレスデンから北西へ約25km、列車で1時間位の所に位置する小さな街、マイセンにある。その歴史は、同社公式年代記によれば1701年まで遡る。1991年6月、有限会社への改組直後に、筆者はマイセン社社長へのヒアリング調査を実施した。老朽家屋の目立つ当時のマイセン市街には観光客が押し寄せ、同社長は自信に満ちた販売戦略の抱負を語っていた。その後2004年の再訪で見た町は美しく変身し、マイセン社は卓立したブランド力を誇る企業となっていた(マイセン社公式インターネットサイト参照：<http://www.meissen.de/>)。
- 5) 1990年11月から1992年9月までの間、ベルリンを在任拠点に各地へ乗用車を駆って、旧東ドイツ国営企業の訪問調査を実施した。信託公社の関係部門や日本企業ベルリン駐在事務所から紹介を得て、主として自動車産業分野の企業を中心に、その他の分野では製靴企業、オプティック製品製造企業、精密機器製造企業などを調査した。視察企業は数の上ではごく一部であるが、今日、一部の後継企業が存続するばかりである。因みに、「旧東ドイツ時代の多くの国営企業では、経営者として送り込まれる党官僚は『お飾り』的要素が強く、マイスターや部長クラスが実質的な経営を担っていた。そのため、従業員の仲間意識は強く、統一以降は『転換期の苦労をともにした』ことも手伝って、旧西ドイツ地域に比べると超勤や給料の抑制に甘んじる傾向があるようである。」(経済産業省『通商白書』2005年版、脚注106、インターネット版利用、<http://www.meti.go.jp/haku sho/>)。

の運用を行った信託公社の事業活動を規定した「信託公社定款<sup>6)</sup>」(Satzung)を取り上げる予定である。なお、信託法はドイツ再統一にいたる過渡期に成立したので、間然するところのない法律ではなかった。再統一が実現に近づき、その実現後に民営化事業が進展するに連れて、社会的市場経済原理を立法理念としたはずの信託法は、東ドイツ時代の多年の積弊を解消するものとならず、その改正が不可避となっていく<sup>7)</sup>。この点には、留意する必要がある。本稿では、後段で「統一条約<sup>8)</sup>」による改正も取り上げる。

## 1. 信託法の目的

信託法には、その前文に、同法が次のような目的をもって運用される、と書かれている。

- 「国家の企業者活動を、民営化 (Privatisierung) を通じて、可能な限り迅速かつ広範に、元の位置へ戻すこと (zurückzuführen)」,
- 「可能な限り多くの企業の競争能力を創り出し、それによって職場を確保し、新しい職場を生み出すこと」,
- 「土地を経済的目的のために提供すること」,
- 「人民所有財産およびその収益能力の現状把握 (Bestandsaufnahme) ののち、並びに、経済の構造適合と国家財政の建直しのためにそれを優先的に利用したのちに、預金者 (Sparer) には、後日の時点で、1990年7月2日の通貨切替え時に縮減された金額に代えて、人民所有財産に対する文書確約持分権 (ein verbrieftes Anteilsrecht) を与えることができること」。

この第4項目は1991年3月22日の「企業民営化障害除去投資促進法」(以下、

- 6) Satzung der Treuhandanstalt vom 18. Juli 1990, in: Beschluß des Ministerrates über die Satzung der Treuhandanstalt vom 18 Juli 1990, Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Jahrg. 1990, Ausgegeben am 3.8.1990, Nr. 46.
- 7) 1990年6月17日に東ドイツで制定された信託法は、1990年8月31日調印の統一条約 (Einigungsvertrag, BGBl. II S. 889, Art.25) によって改正され、その後1991年3月22日の「企業民営化障害除去投資促進法」(BGBl. I. S. 766, Art.9: 本稿注9)、1994年8月9日の「信託公社の残存任務の最終実現のための法律」(BGBl. I S. 2062, Art.1: 本稿注9)により改正され、1994年12月31日、2001年10月29日の政令 (BGBl. I S. 2785, Art. 298)、2003年10月26日の「ドイツ統一に伴う特別任務のための連邦機関の解散のための法律」(BGBl. I S. 2081, Art.1: 本稿注24)、2007年12月12日の法律 (BGBl. I S. 2840, Art.19 Abs.8) により改正されている。
- 8) Der Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands - Einigungsvertrag - vom 31. August 1990.

障害除去法) 第9条「信託法の変更」<sup>9)</sup>により削除される。

迂遠な表現で換言すれば、国営企業を迅速かつ広範に民営化し、民営化後の企業の競争能力を創り出すことで職場を確保し、新しい職場を生み出すこと、さらに国有地を経済的目的のために供すること、と謳っているといえよう。またそのために人民所有財産とその収益能力の現状を把握し、その上で、社会主義経済システムを廃棄したのちの経済を市場経済システムに構造的に適合させるために、かつ、国家財政を建直すために、同財産を優先的に利用し、然る後に、預金者 (Sparer) には1990年7月2日の通貨切替え時に縮減された金額に代えて同財産に対する文書確約持分権を与えることができる、としているのである。

因みに、「通貨条約」(「第一国家条約」)の定めによって、1990年7月1日をもって西ドイツ・マルクが東ドイツの通貨として導入され、それ以降の支払手段となるとされ、交換比率が定められた。賃金、給与、奨学金、家賃、地代、年金などの交換比率は1対1、その他の東ドイツの債権や債務は原則として2対1とされた。交換は東ドイツに居住する個人か法人に限られた。個人預金は1976年7月1日以降生れの者が2,000マルクまで、1931年7月2日以前生れの者が6,000マルクまで、それら以外の期間に生れた者が4,000マルクまで1対1、それを超える金額については2対1とされた。法人やその他の事業所は2対1とされた。そして通貨切替え時に削減された金額に代えて人民所有財産に対する削減額相当分の持分権を与える可能性を予定するものとされた<sup>10)</sup>。

さて、信託法<sup>11)</sup>は、同法の目的を明記した前文に続いて、全部で24箇条から成っている。24箇条は11区分、すなわち財産譲渡 (第1条)、信託公社の立

9) Gesetz zur Beseitigung von Hemmnissen bei der Privatisierung von Unternehmen und zur Förderung von Investitionen vom 22. März 1991 (Abk. Hemmnisbeseitigungsgesetz, BGBl. I, S. 787); Gesetz zur abschließenden Erfüllung der verbliebenen Aufgaben der Treuhandanstalt vom 9. August 1994 (BGBl. I S. 2062), Art. 1.

10) Vgl. Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990 (Verfassungsgesetz), verkündigt durch Gesetz vom 21. Juni 1990 (GBl. I, S.331), Artikel 10 und Anlage I, Artikel 6. Umstellung von Guthaben bei Geldinstituten; Schiwy, Peter/Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR.* Stand: 3. August 1990. Verlag R.S.Schulz, Starnberg-Percha 1990, Nr.11.4.; その他、当該条項は、須郷登世治『ドイツ憲法の解説：独英日対訳：西ドイツ基本法：東ドイツ憲法：国家条約(通貨・統一・最終)』中央大学出版部、1991年、193-194頁に収録有り。

11) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz) vom 17. Juni 1990, Gesetzblatt der DDR, Teil 1, No.33.

場と任務（第2条）、信託公社理事会（第3条）、管理評議会（第4条）、収入とその活用（第5条）、年度末決算書と状況報告書（第6条）、信託株式会社（第7条）、信託株式会社の任務（第8～9条）、信託株式会社の機関（第10条）、資本金会社における経済諸単位の転換（第11～23条）、移行・廃止規定（第24条）に分かれている。条文規定全体の内容を大別すると、モロドウ前政府が制定した4つの法令<sup>12)</sup>では成文化されなかった人民所有財産の民営化、それを担当する信託公社の任務、公社管下で民営化事業を実施する信託株式会社の設立と任務、民営化の対象となる国営企業（コンビナートやその傘下の企業）の資本金会社への転換、既成法の移行ないし廃止、といった5つの部分で構成される。国営企業の民営化を明確にした点のほか、新規性は信託株式会社の設立にあった。

## 2. 信託法に定める私有化（民営化）

では、国営企業の民営化を具体的にどのように定めているのか、検討を進めよう。

### (1) 人民所有財産の私有化（民営化）

これについては、財産譲渡（第1条）で、次のように規定している。「人民所有財産は、私有化（privatisieren）されなければならない。」同財産は、法律で定められる場合には、市町村、都市、群、州（Gemeinden, Städten, Kreisen und Ländern）並びに、公的機関（öffentliche Hand<sup>13)</sup>）に、財産（Eigentum）として譲渡されることができる。地方自治体の任務や職務遂行に貢献する同財産は、市町村や都市の法律に従って譲渡されなければならない<sup>14)</sup>。なお、私有化・民営化概念は法令上の用語であるが、本稿では、広義に財産の私有化、狭義に企業の民営化という表現を用いることにする<sup>15)</sup>。

12) ここに言う4つの法令とは、「信託公社設立令」（Gesetzblatt = Gbl. 1990, Teil 1, Nr. 14）、公社「定款令」（Gbl. 1990, Teil 1, Nr. 18）「資本金会社転換令」（Gbl. 1990, Teil 1, Nr. 14）、「私企業法」（Gbl. 1990, Teil 1, Nr. 17）である。それらについては、すでに拙稿「ドイツ信託公社の誕生の軌跡—初期信託公社の設立と限界—」（1）～（3）、『山口経済学雑誌』第57巻第1号～第3号（2008年5、7、9月）で検討したので、それを参照のこと。

13) 連邦や公法上の法人。

14) Vgl. Treuhandgesetz, Art. 1.

15) Privatisierung（対語：Verstaatlichung, Sozialisierung）は、田沢五郎【独=日=英 ビジネス経済法制辞典】（郁文堂、1999年）によれば、「〔国=公有財産の〕私的所有化、私有化；

同法での私有化（民営化）とは、国有ないし地方自治体所有の経済単位を私有（Privat-hand）に変えることを意味した。人民所有の経済単位を私的法形態の企業に転換するための第一歩は、経済単位を資本金会社法の法形態（株式会社や有限会社）に転換することであった。転換はモドロウ政権が布告した「転換令」（1990年3月1日）により始まった。信託法でも、第11条（後段で検討）によって転換が定められ、「転換令」に従って実施された資本金会社への転換も有効とされた<sup>16)</sup>。なお、「民営化」概念は、所有権を私有に移すことを指定するだけでなく、公社が所有権を維持したままで経営再建を行うことも含意している。

## (2) 資本金会社への転換と所有権

「人民所有経済登記簿」に登録された人民所有コンビナート、企業、施設およびその他の法律上独立の経済諸単位（Volkseigene Kombinate, Betriebe, Einrichtungen, Wirtschaftseinheiten）は、既述の通り、資本金会社（株式会社、有限会社）に転換され、「転換令」に従って生れた会社を含めて、転換後の資本金会社の持分（株式、持分）を信託公社が所有し、民営化の対象とするものとされた（第1条第4項）。さらに農林業の人民所有財産の私有化と再編成のために、この領域の経済的、生態的、構造的および所有権的諸特性を考慮して、信託管理（Treuhandenschaft）が行われなければならないとされた（同第6項）。但し、人民所有財産の法主体（Rechtsträger）が以下のものである限りで、この条文規定は、当該財産に対しては適用されない、とされた。すなわち、国家；ドイツ国営郵便（Deutsche Post）、ドイツ国有鉄道（Deutsche Reichsbahn）、運河管理庁（Verwaltung von Wasserstraßen）、公道網管理庁

〔国＝公営企業/サービスの〕私〔的〕企業化、私〔的〕経営化、私的運営化、私営化；〔マスコミなどの慣用で〕民有化、民営化（privatization）」と訳される。この概念には、主として次の意味が含まれるとする：「①国＝公有〔財産〕を私法上の個人の所有〔財産〕に変えること」、②国＝公有企業を株式会社・有限会社など私法上の法形態の企業に変更すること」、③国＝公共団体の任務を私的企業に委ねること」（同書、717頁）。『広辞苑第4版』（CD-ROM版1995年）によれば、日本語の「民営」とは「民間の経営」、「私有」とは「私に所有すること。個人の所有。」とある。信託法での民営化とは、国有企業を私法上の法形態の企業に転換すること（モドロウ政府が布告した「転換令」）だけではなく、国有財産を私法上の個人ないし私企業の所有財産に変更することをも意味した。因みに、ドイツ史上での民営化概念については、松塚晋輔「ドイツの民営化概念」（一）、（二・完）『法政研究』64(4)、1998年3月、65(1)、1998年7月参照。

16) Vgl. ebenda, Art. 11 und 23; Weimar: a.a.O., S.21.

(Verwaltung des öffentlichen Straßennetzes) およびその他の国家企業 (Staatsunternehmen) ; 市町村, 都市, 県, 州 (Gemeinden, Städten, Kreisen und Ländern) の監督下に置かれる企業ないし施設 (Betriebe od. Einrichtungen) ; 信託法発効までに人民所有財産登記簿に整理解散記載が行われた経済単位 (同第5項)。

### 3. 信託法に定める信託公社

#### (1) 人民議會・閣僚評議會・信託公社の関係

##### ① 閣僚評議會, 人民議會

閣僚評議會 (Ministerrat, 東ドイツ政府) は人民所有財産の私有化と再編成に対して責任を負い, 人民議會 (Volkskammer) に対して活動報告を行う義務を有する (第1条第2~3項)。さらに閣僚評議會は私有化 (民营化) に関わる方策の実施を信託公社に委託する, とされた。

##### ② 信託公社

閣僚評議會の委任を受けて民营化に携わる信託公社は, 信託法あるいはすでに「転換令」に準拠して人民所有コンビナート・企業・施設から転換された「資本会社の持分の所有者となる」(第1条第4項) だけでなく, 「社会的市場経済の諸原理に従って人民所有財産の私有化と利用に寄与する」(第2条第1項) ものと明確に定められた。モロドウ政府布告の「公社設立令」・「公社定款」・「転換令」では, 公社は同資本会社の持分 (持分, 株式) の「信託管理」を行うとされ (「設立令」第2条, 「定款」第2条), 公社による持分売却は, それが法律で定められる限りで認められるとされ, その場合でも会社監査役会の同意を要し, さらに「権限のある国民議會」(人民議會) の同意が必要であると規定されていた (第10条)。つまり, 公社は, 先行法規では, 会社持分の譲渡を行う裁量権限を与えられていなかったが, 信託法によってそれを与えられたことになる。

信託法では, 公社は「人民議會選任首相」(Ministerpräsident der Volkskammer) の監督下に置かれ, その「業務規則」(Geschäftsordnung) には閣僚評議會の

認可を要し、またそれに報告義務を負った（第2条第2～4項、後段で詳細検討）。東ドイツ史上初の自由総選挙（1990年3月18日）後に召集された人民議会憲法改正会議（4月5日）で憲法が改正され、「国家評議会」（Staatsrat, 1960年創設）は廃止された。ドイツ再統一までの過渡期局面のゆえに、それに代えて「人民議会選任首相府」（Präsidium der Volkskammer）と同首相職が設けられ、前者に国家評議会の権限、後者に同評議会議長の権限が委任された。因みに、首相職には、ベルグマン・ポール女史（Sabine Bergmann-Pohl<sup>17)</sup>）が同議会で選出され、ドイツ再統一前日（1990年10月2日）まで在任した。東ドイツ最後の国家元首（letzte Staatsoberhaupt der DDR）であった。

## (2) 信託公社の地位と任務

### ① 地位

公社は、「公法の機関」（Anstalt öffentlichen Rechts）として、「社会的市場経済の原理に従って人民所有財産の民営化と利用に貢献する」（第2条第1項）とした。公社のこの地位は、1990年8月31日の「統一条約」の中で「権利能力を有する連邦直属の公法機関」（eine rechtsfähige bundesunmittelbare Anstalt des öffentlichen Rechts）に変更され、さらに同条約に「信託公社の資本参加（Beteiligungen）は連邦の間接的な資本参加である」との条項が盛り込まれた<sup>18)</sup>。

公社は人民議会選任首相の監督下に置かれる（同第2項）とされた。その後、これも統一条約で変更され、連邦財務相が公社に対する専門的・法的監査（Fach- und Rechtsaufsicht）の義務を負い、経済相や所管連邦相との合意の上で専門監査を引き受けるものとされた<sup>19)</sup>。

公社の「定款」（Satzung）は人民議会の認可を得るために首相によって同

17) 首相就任までベルリン肺結核予防局局長、退任後1998年までドイツ連邦特任相。キリスト教民主同盟（CDU）所属：Vgl. internet site, LEMO（運営機関：Fraunhofer Institut für Software- und Systemtechnik (ISST), Deutsche Historische Museum (DHM) in Berlin, Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland (HdG) in Bonn, <http://www.dhm.de/lemo/html/biografien/BergmannPohlSabine/>.

18) 1991年3月22日の前出新法（本稿脚注8）により法的変更の確定。

19) 同上。統一条約では財務相、経済相などとされたが、前出新法では財務省、経財省になっている。なお、2001年10月に経財省は経済技術省（Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie）に改称。

議会に提案されなければならない(第3項, 1991年3月22日前出障害除去法で廃棄)。公社の「業務規則」(Geschäftsordnung)は閣僚評議会による認可を必要とする(第4項)とした。これは, 前出障害除去法で, 「連邦政府は理事会と管理評議会の聴聞の後, 公社の業務規則を公布する」と置換された。その後公社は1994年12月31日に後継機関に残務を託して解散されるが, 信託法は存続する。2003年10月23日の法律で理事会と管理評議会は清算人(Abwickler)に置換される。

公社には, 東ドイツ公法の「国家直属法人格の法形態を採る企業」とその資本参加についての管理行政(Verwaltung)に関する財政令の所定規則<sup>20)</sup>が適用されるとした(第5項)。これは前出障害除去法では, 公社に連邦財政令(Bundshaushaltsordnung)の所定規定が適用され, 公社が直接または間接に過半数資本参加する私企業に対しては財政基本法(Haushaltsgrundsatzgesetz)と連邦財政令の各所定規定が適用されるとされた。

## ② 任務

公社は, 再建できる企業を競争能力のある企業に発展させ, それらの企業を民営化することに影響を及ぼし, それによって経済を市場の要求に構造適合させることを促進しなければならないと規定した(第2条第6項)。つまり, 公社は東ドイツ国・公営企業を民営化することをその任務とするだけでなく, 企業を再建した上でそれを民営化することをその任務とする, としたのである。さらに公社は, 民営化によって生れるであろう将来の収益を予定して, 通貨条約(第一国家条約)第27条<sup>21)</sup>の枠内でそれに準拠して起債を行い, 負債を引き受けるものとした(同条第7項)。その後, これは前出障害除去法では, 東部ドイツ州は連邦の財務責任の枠内で公社の任務の実現に影響を及ぼすものとし, 詳細は管理協定の中で定められると置き換えられた。公社の本部はベルリンに置くとした(同条第8項)。

20) Artikel 96 Absätze 2 und 3 des Gesetzes über Haushaltsordnung der Republik vom 15. Juni 1990.

21) 「信託財産については, 事前金融のために, 見込み収益を利用することによって, 起債能力の範囲は1990年に70億西ドイツ・マルク, 1991年に100億西ドイツ・マルクとする。」(通貨条約第27条: Vgl. Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990 (Verfassungsgesetz), verkündigt durch Gesetz vom 21. Juni 1990 (GBl. I, S.331), Artikel 27.

第2条には、1994年8月9日に「信託公社の残存任務の最終実現のための法律」<sup>22)</sup>により、次のような「経済計画」(Wirtschaftsplan, 第2条 a) 条文が追加された。

- 1) 公社理事会は毎暦年の始まる前に経済計画を作成するものとする。計画は管理評議会の承認を要する。公社がその支出を自己収入から資金調達することができない限り、公社は経済計画にもとづき連邦財政令の所定規定に従って、連邦財政から援助金を受け取るものとする。
- 2) 経済計画の作成と実行の詳細、および、決算報告・検査は、連邦財務省が理事会と管理評議会の聴聞の後に連邦会計検査院と合意の上で公布する財務規定を調整するものとする。
- 3) 公社は保証や他の担保 (Bürgschaften, Garantien oder sonstige Gewährleistungen) を財務省と経済省の合意の上でだけ、また経済計画で確定された総金額を上限にしてだけ、引き受けることができる、とした。

2001年10月29日の政令<sup>23)</sup>により、経済省は経済技術省へ置換される(以下、同様)。2003年10月26日の法律<sup>24)</sup>により、公社の理事会という用語は清算人 (Abwickler) と置き換えられる(以下、同様)。

### (3) 信託公社のガバナンス

#### ① 理事会

信託公社は、理事会 (Vorstand) によって運営され、法的関係 (Rechtsverkehr) では理事会メンバーによって代表される。理事会は公社総裁 (Präsident) と、少なくとも4名の理事会メンバーから構成され、総裁と理事会メンバーは管理評議会 (Verwaltungsrat) によって任命、または解任される(第3条第1~2項)。理事会は閣僚評議会に対して報告義務を負い、閣僚評議会で決定されるべき期限内に民営化の進捗に関する報告書を公表しなければならない、とした(第3条第3項)。理事会については、1994年8月9日

22) Gesetz zur abschließenden Erfüllung der verbliebenen Aufgaben der Treuhandanstalt vom 9. August 1994 (BGBl. I S. 2062).

23) Verordnung vom 29. Oktober 2001 (BGBl. I S. 2785), Art. 298.

24) Gesetz zur Abwicklung der Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben vom 26. Oktober 2003 (BGBl. I S. 2081), Art. 1.

の前出法律により、次のように変更されている：理事会は総裁，あるいは総裁と他の人物から構成される。総裁と他の理事会メンバーは管理評議会によって最長4年任期で選任される。選任は連邦経済省と合意の上での連邦財務省の同意を必要とする。つまり、公社人事に連邦政府の意向が反映できるように変更されている。その後、2003年10月26日の前出法律により、第3条「信託公社理事会」は「公社の清算人」に置換えられ、次の条文に変更された：公社（Anstalt）の残留資産は連邦財務省によって、または財務省により選任されるべき一人ないし数人の他の清算人によって清算される。清算人は法的関係（Rechtsverkehr）に置かれる公社を代表するものとする、とされた。

## ② 管理評議会

管理評議会は理事会の業務活動を監視し、また援助しなければならない。この目的のために、管理評議会は定期的に理事会の報告書を受け取る。理事会総裁は、管理評議会議長（Vorsitzende）にすべての重要な業務用件に関して、報告しなければならない。管理評議会は、信託公社理事会を、すべての基本的諸問題、とくに社会的市場経済原理に従った人民所有財産の私有化と活用において、ならびに、すべてのその他の課題において、第2条に従って助言する。公社定款では、いかなる業務が管理評議会の同意を必要とするかが定められなければならない、とした（第4条第1項）。さらに管理評議会は議長1名と16名の評議員で、つまり17名で構成され、議長と7名の評議員は閣僚評議会によって任命される。人民議会は議員の中から2名の評議員を選出し、そのうち1名は野党提案に基づくものとする。残る7名の評議員は首相提案に基づいて、人民議会在が任命する、と規定した。また管理評議会には、とくに企業の経営や建直し、資本市場での活動にあたって高度な専門能力と豊かな経験をもつ人材（Persönlichkeiten）が優先的に登用されなければならない（同条第2項）、と規定した。その後1990年8月31日の統一条約（第25条第1項）で、管理評議会は議長と他の20名の評議員で構成される。東部ドイツ各州は管理評議会において一議席を持つ。議長と他の評議員の任命は2年任期で連邦政府によって行われると変更され、1994年8月9日の前出法律により条

文改正された。さらに同法律により、信託法条項の定款 (Satzung) は「業務規則」(Geschäftsordnung) に置き換えられた。管理評議会規定 (第4条) は、2003年10月26日の法律により廃止された。

### ③ 収入とその利用

信託公社の収入は、優先的に企業の構造適合のために——水平的な財務調整の枠内で——、次いで国家財政への貢献のために、そして信託公社の経常支出の補填のために、利用される。収入の利用は閣僚評議会の合意を得て行われる (第5条第1項)。人民所有財産の現状把握とその収益力にもとづいて、経済の構造適合と国家財政の建直しのために同財産を優先的に利用したのち、預金者には、後の時点で、西ドイツ・マルクに対する東ドイツ・マルクの2対1での交換で縮減された金額に代えて、人民所有財産に対する文書確約持分権を与えうることが、可能な限りで、予定されるものとする (第5条第2項)、とした。この「収入とその利用」条項 (第5条) は1994年8月9日の前出法律により廃棄された。

### ④ 年度末決算と状況報告書

信託公社理事会は、年度末決算 (Jahresabschluss) と状況報告書 (Lagebericht) を作成しなければならない。それらの内容、独立会計監査人 (Wirtschaftsprüfer) による監査 (Prüfung) および、それらの公表に対しては、資本金会社諸規定<sup>25)</sup> が適用される。年度末決算書および状況報告書は、確認のために管理評議会に提出されなければならない (第6条)、とした。この第6条も、1994年8月9日の前出法律により廃棄された。

## (4) 信託株式会社

### ① 信託公社と信託株式会社の関係

信託公社はその任務を分権的な組織構造 (dezentrale Organisationsstruktur) において達成するものとし、具体的には信託株式会社 (Treuhand-Aktiengesellschaften) を新設し、それを介して実現するものとした。また信託株式会

25) ドイツ商法典 (Handelsgesetzbuch, 1897年公布) 中の資本金会社規定が適用されるものとされた。なお、再統一後のドイツの財務報告制度については、井戸一元「ドイツの財務報告」『豊橋創造大学紀要』第5号、2001年を参照のこと。

社は信託公社の任務を引き受けて、企業家的原則に基づいて、人民所有財産の私有化と利用を確かなものにする事とした。公社は、即刻に、遅くとも信託法発効後2カ月以内に、現金出資設立 (Bargründung) の方式で信託株式会社を創設することを任されるものとした (第7条第1~2項)。

信託株式会社の株式は譲渡できないものとした。さらに、信託株式会社の定款は信託公社の管理評議会による確認を要するものと規定した (同第3項)。信託株式会社には、閣僚評議会の政令 (Verordnung) により、即刻、株式会社および有限会社の公社持分が委譲されるとし、その際に信託公社の管理評議会は、合目的観点から、個々の信託株式会社に、それらの会社によって保有されるべき資本参加 (Beteiligungen) を割り当てるものとした (同第3項)。すなわち、信託公社は信託株式会社各社に対して、東ドイツの国営・地方公営企業から転換された資本金会社 (株式会社、有限会社) の公社保有持分を割り当てて委譲し、信託株式会社が同持分の売却によって私有化を進めるものとした。しかし、信託法には、何社の信託株式会社を創設するかは、定められなかった。これは定款の中で定められた。その後、第2~3項は1991年3月22日の障害除去法で削除された。

## ② 信託株式会社の任務

信託株式会社は、それぞれその所轄分野において、コンサルティング会社、販売会社、銀行、その他の適任企業から助言を得て、次の任務を、企業者的にかつ広く分権的に達成することを請負わなければならないとした。その任務とは、持分 (Geschäftsanteile) ないし財産持分 (Vermögensanteile) の売却 (Veräußerung) による私有化 (Privatisierung)、企業の経営効率 (Effizienz) と競争能力の確保、再建不可能な企業ないし企業部分の資産 (Vermögen) の閉鎖および活用、と定めた。つまり、信託株式会社が所有する資本金会社持分を売却して民営化し、再建可能な企業を建直し、再建不可能な企業ないし企業部分を閉鎖して資産を他へ活用するとしたのである (第8条第1項)。信託株式会社はそれが保有する資本金会社持分の売却によって私有化を進め、その進捗に関して公社に報告をする義務を負うものとした (第8条第2項)。

さらに信託株式会社は、第1に、それぞれその所轄領域の企業において、経営効率と競争能力を確保するために、市場の諸条件に、また社会的市場経済の目標設定に対応するような構造を生み出さなければならない。第2に、金融・資本市場を介して自分で資本調達する状態へと、当該領域の企業ができる限り迅速に転換されるように取り計らわなければならない。第3に、企業の収益状態の改善と企業再建プログラムのために、適切な事例において、外部のコンサルタント（externe Berater）が動員されることが出来る。第4に、当該領域の企業を強化するために、とくに企業再建方策との関わりで、あらゆる市場適合的機会を利用し、例えば起債を行い、あるいは保証（Bürgschaft）を与えることができる（第9条）、とした。

### ③ 信託株式会社の機関

信託株式会社の監査役会メンバー（Aufsichtsratsmitglieder）は信託公社理事会によって指名され、公社を代表する。信託株式会社の監査役会における被用者代表については、被用者の共同決定に関する法律の規定は、被用者代表の選出手続きに関する東ドイツでの西ドイツの法律諸規定の施行に関する法律に従って、1991年3月31日まで停止される。信託株式会社が持分保有する資本会社において代表する労働組合は、当該選出手続きに代えて、被用者代表のための提案権（Vorschlagsrecht<sup>26)</sup>）を一緒に代表し、組合代理人を出すことができる。信託株式会社の取締役は企業管理、とくに建直しや持分売却の経験をもっているものとする（第10条第1～3項）、とした。

## 4. 信託法に定める資本会社化

### (1) 資本会社への転換

1990年7月1日までにまだ資本会社に転換していない経済単位は、資本会社に転換される。人民所有コンビナートは株式会社に、コンビナート企業やその他の経済諸単位は資本会社、とくに有限会社に転換される。同日付で、経済単位は株式会社もしくは有限会社になっているものとした。転換は同時に従前の経済単位の本ファンド所有（Fondsinhaberschaft）から資本会社所有へ、

26) 取締役等の選出に関する提案権。

また権利者 (Rechtstragerschaft) の手にある土地の資本会社所有 (Eigentum) への財産移転を行うものとした。但し、以下のものは除外されるとした。すなわち、第1に、信託法発効までに人民所有経済登記簿に清算記録が記載された経済諸単位、第2に、ドイツ国営郵便、ドイツ国有鉄道、運河管理庁、公道網管理庁およびその他の国家企業、第3に、地方自治体 (市町村、都市、県、州) の監督下に置かれる企業ないし施設、第4に清算中の外国貿易企業 (Außenhandelsbetriebe<sup>27)</sup>)、第5に人民所有農場 (volkseigene Güter) および国有林業企業 (staatliche Forstwirtschaftsbetriebe) (第11条)。

信託株式会社は、それぞれその所轄領域において、コンビナートから転換して生れた株式会社の株式や、法律上独立の経済単位、あるいは信託法発効までにコンビナートからの離脱声明を出した経済単位から生れた有限会社の持分の所有者 (Inhaber) となる (第12条第1項)。さらにコンビナートから生まれた株式会社は1990年7月1日以前にコンビナート管理下に置かれていた有限会社の持分の保有者となる (第2項)。その場合に、同株式会社は、それが資本参加している有限会社の持分を、同有限会社の業務執行部がそれを求める場合には、相応の代償と引き換えに、所轄の信託株式会社に差し出さなければならない (第3項) とした。つまり、信託株式会社が持株会社として東ドイツ企業の株式や持分を所有し、この資本関係を基礎にして全東ドイツ企業を統轄する管理体制を構築し、それを通じて民営化事業を推進することが構想されていたのである。その後、1991年3月22日の障害除去法によって第1項は削除され、第3項の所轄の持株会社は信託公社へ置き換えられた。

経済単位の資本会社への転換は、職権上から、この経済単位の従前の登記簿に登記され、資本会社は商業登記簿 (Handelsregister) に登記されなければならない。商業登記簿登記のためには、登記裁判所 (Registergericht) に資本会社から遅くとも1990年7月16日までに、次の事項が報告されなければ

27) 信託法では、外国貿易企業は東西ドイツ間で批准された「通貨条約」(第一国家条約) 付則1第8条第4項1 (金融機関と外国貿易企業に対する特別規定) に従って、債券と債務を西ドイツ通貨で清算しなければならないとした。Vgl. Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990 (faktisch aufgehoben durch Einigungsvertrag vom 31. August 1990 (BGBl. II S. 889), Anl. I, Kap. IV, Sachgebiet B, Ziffer 39), Anlage I: Bestimmungen über die Währungsunion und über die Währungsumstellung.

ばならないとした。すなわち、従前の経済単位の名称、会社 (Firma) とその所在地、事業対象、現行取締役会の全メンバーまたは暫定業務執行者 (vorläufige Geschäftsführer) の氏名がそれである (第13~15条)。

同時に、信託公社と所轄の信託株式会社にも、資本金から上記「報告」が行われなければならない。さらに公社と所轄信託株式会社には1990年7月31日までに、転換時の資本金の財産に関する明細書 (Aufstellung) と、業務活動の「暫定的構想」 (vorläufige Konzeption) が提出されなければならない。商品在庫高 (Bestandsmengen) が短期的変更を免れない財産項目にあつては、1990年7月1日に実質的な商品在庫高把握 (körperliche Bestandsaufnahme) が行われなければならないとした (第15条第3項)。

有限会社の会社契約 (Gesellschaftsvertrag) における基本資本金 (Stammkapital) ないし、株式会社の定款 (Satzung) における基礎資本金 (Grundkapital) が確定するまでは、有限会社の基本資本金は5万ドイツ・マルク、株式会社の基礎資本金は10万ドイツ・マルクとするとした (第15条第4項)。

1990年3月1日の「転換令<sup>28)</sup>」 (人民所有コンビナート、企業および施設から資本金会社への転換に関する政令) に従って実施された転換に対しても、信託法の転換条項 (第11条第2項と第15条第3項) が適用されるとした (第23条)。

## (2) 資本金会社のガバナンス

### ① 暫定的統轄機関

取締役会の暫定的メンバーあるいは暫定的業務執行者としての人物が、信託公社によって、1990年7月31日までに任用される。彼らの任用に至るまでは、取締役会 (Vorstand) あるいは業務執行部 (Geschäftsführung) の任務は、業務執行総支配人 (geschäftsführende Generaldirektor) あるいは企業管理者 (Betriebsdirektor) によって代表されるとした (第16条第1項)。

### ② 経営者責任

取締役会のメンバーあるいは業務執行者の地位と責任に関しては、株式法

28) Vgl. Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990 (GBI I Nr.14 S.107).

あるいは有限会社法の規定が上記人物に適用される。信託公社は、これらの人物の義務違反から生じる損害を、彼らに代わって、保証する。これらの人物に対する信託公社の賠償請求 (Regreßansprüche) は、他の法律的諸規定に基づくものとしては、据え置かれる (同第2項)、とした。

### ③ 暫定的所有者と基本出資額

転換で生れた株式会社の定款が最終的に確定されるまでは、その株式は所有者名義とする。株式の額面は50ドイツ・マルクの額とする。同様にして生れた有限会社の会社契約が最終的に締結されるまでは、基本出資額 (Stammeinlage) は1,000ドイツ・マルクの額とする (第17条)、とした。

### ④ 営業年度

本法 (第11条第2項) に従って生まれた資本会社の営業年度は、暦年 (Kalenderjahr) である (第18条)、とした。

### ⑤ 会社設立の暫定措置

設立中の株式会社あるいは設立中の有限会社の商業登記簿への登記の後、直ちに、それらの暫定的な管理機関は、株式会社あるいは有限会社の設立のために必要な設立措置を取らなければならない (第19条)、とした。

### ⑥ 新会社の義務

資本会社は、信託公社に1990年10月31日までに、以下のものを提出しなければならないとした：

- a. 会社契約あるいは定款の草案。法律上の規定に従って、基本資本金ないし基礎資本金の申告、また場合によっては計画される増資、あるいは必要な増資の申告の上で；
- b. 経済単位の「閉鎖貸借対照表」 (Schlußbilanz) および転換決定日付けの「開業貸借対照表」 (Eröffnungsbilanz)、すべての権利と義務、要求と責任に関する明細書、銀行との協定書、別会社創設が意図される場合には権利継承者に関する取決め。貸借対照表は、会計検査院 (Rechnungshof) あるいは会計監査士 (Wirtschaftsprüfer) あるいは会計監査会社 (Wirtschaftsprüfungsgesellschaften) によって監査されなけれ

ばならない；

- c. 「設立報告書」(Gründungsbericht) および「状況報告書」(Lagebericht)。両報告書には、最終営業年度について経済単位の業務経過と状況が併せて示されなければならない；
- d. 資本会社の土地面積に関する申立（第20条第1項）。

転換への申告とそれに必要な資料を、規則通りに、信託法発効前に信託公社に提出した経済諸単位に対しては、上記提出要求が満たされたものと見なされる（同第2項）。

### ⑦ 信託公社による統轄

1990年10月31日以降、会社契約の締結あるいは定款の確定は、信託公社によって、資本会社の協力のもとに行われることができる。信託公社は、この期日の経過後、会計監査士あるいは会計監査会社に、資本会社の費用負担で、設立報告書と状況報告書、開業貸借対照表を作成することを委託することができる（同第3項）、とした。

### (3) 資本会社の登記と解散

暫定的管理機関は、会社設立の暫定措置（第19条）の実施を商業登記簿に、次の書類を添付して、申告しなければならない：会社契約書ないし定款、開業貸借対照表、設立報告書、監査報告書（第21条）。転換により生れた資本会社（第11条第3項）は、1991年6月30日までに設立手続き上の必要な措置（第19、20条）が取られなかった場合には、同日の経過をもって解散されたものとして扱われる（第22条）、とした。

1990年3月1日の転換令により行われた転換には、本信託法（第11条第2項、第15条第3項）が適用されるとした（第23条）。それに追加して、1994年8月9日の前出法律（「信託公社の残存任務の最終実現のための法律」）により、以下の条文が設けられた：

- a. 任務の移譲と企業資本参加（第23条 a）：

- 1) 障害除去法により公社に義務付けられる任務は、連邦政府の法規命令

を通じて、連邦の他の施設へ移譲されることができる。新任務保有者は任務を障害除去法に従って終了させなければならない。

- 2) 前項に従った任務移譲に伴って、任務と関わりのある企業への公社の資本参加もまた、法規命令を通じて、連邦あるいは、任務が移譲される権利能力のある連邦施設へ移譲されることができる。資本参加は、全有限会社持分あるいは株式が直接または間接に一人あるいは数人の任務保有者の所有にある資本会社へも移譲されることができる。該当資本参加は法規命令において、個々に、その都度の企業の会社形態、所在地および商業登記簿番号の申告のもとに特記されなければならない。
- 3) 第2項に従った移譲に伴って、権利継承者は、移譲される資産価値に関して存在する公社のすべての権利と義務を引き受ける。財産法、統一条約の第21条第3項および第22条第1項第7段にもつづく返還要求は、移譲では触れないで置かれる。負の遺産抹消ファンド法 (Erbblastentilgungsfondsgesetz) 第2条第2項に従って負の遺産ファンドから引き受けられている、または引き受けられるであろう公社義務の移譲は除外される。財産法第6条第2項と第4項、および、企業返還命令に従った保障要求は、返還決定の既往力発生時点で処理権限あるものに対して向けられるものとする。権利保有者に第1段に従って移譲される義務については、連邦が責任を負う。内部関係では、法律命令において他になにも規定されない限り、権利保有者だけが単独で責任を負う。
- 4) 第2項の移譲に伴って、権利継承者は、移譲される資本参加に関して公社のすべての権利と義務を、持分所有者として、ないし、信託企業の代表者として引き受ける。この権利と義務は、財産法、投資優先法、配分法に従って成立する。土地移転規則と財産配分法に従った公社総裁の権限は触れないで置かれる。
- 5) 資本参加の移譲のさい、任務達成の期待されうる財務的成果に応じて、財務的埋合わせを予定することができる。これは、連邦または、全有

限会社持分または株式が連邦の所有にある資本会社への直接的な移譲には適用されない。

b. 名称変更, 解散 (第23条 b) : 連邦政府は, 法令を通じて, 連邦参議院の同意を得て, 信託公社を改名する権限を持つものとする。公社は新しい任務を移譲しないものとする。連邦政府は, 法令を通じて, その任務の間然なき達成または完全移譲の後に, 連邦参議院の同意を得て, 信託公社を他の地位へと解散する権限を持つものとする。その場合に, 残存資産価値は連邦へ移譲されるものとする。

c. 第三者委任 (第23条 c) : 法律相談法 (Rechtsberatungsgesetz) の規定は, 信託公社から任務の遂行を委託されている第三者が公社の法律問題を処理する限りで, 侵害されない, とした。

## 5. 信託法の発効

### (1) 非合法収用への補償問題

信託法は, 非合法収用 (Unrechtmäßige Enteignung) あるいは収用に等しい侵害 (enteignungsgleiche Eingriffen) を理由とする補償 (Restitution) あるいは賠償 (Entschädigung) に対する, 事情によって起こり得る請求には言及しない (第24条第1項), とした。

### (2) 信託法発効と旧法無効

信託法は, 1990年7月1日に発効する。同時に, 次の3つの政令は無効となるとした: 「人民財産の信託管理のための機関 (信託公社) の設立のための1990年3月1日の決定」 (GBL.1 Nr.14 S.107), 1990年3月15日の閣僚評会議の決定, 「人民財産の信託管理のための機関 (信託公社) の定款」 (Statut, GBL.1 Nr.18 S.167)<sup>29)</sup>。この法律のための施行令を閣僚評会議が発令する<sup>30)</sup>

29) Beschluß vom 1. März 1990 zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) (GBL. I, Nr. 14 S. 107); Beschluß des Ministerrates vom 15. März 1990; Statut der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) (GBL. I, Nr. 18 S. 167).

30) 第1次から第5次までの施行令: Vgl. Erste Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 15. August 1990 (GBL. DDR 1990 I, No.53, S. 1076); Fünfte Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 12. September 1990 (GBL. DDR 1990, I, No.60).

(第24条第2～3項)。

この信託法は、ドイツ民主共和国人民議会により1990年6月17日に決議された。同法文末尾には、同日付で、人民議会議長・首相ベルグマン-ポール (Bergman-Pohl) の名が入っている。

## 6. 通貨条約と信託法

「通貨条約」(「通貨・経済・社会同盟の創出に関する条約」)は、1990年5月18日に、東西両ドイツ政府間で、西ドイツのヴァイゲル財務相 (Theodor Waigel) と東ドイツのロンベルク財務相 (Walter Romberg) によって調印された。その日から1ヶ月後の6月17日に東ドイツ人民議会は「信託法」を可決した。信託法については、上記検討の通りである。同法には、通貨条約のどのような条項を反映して民営化が成文化されたのであろうか。以下、それについて、検討することにする。

通貨条約は、その前文で、東ドイツに「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)を導入するために、東西ドイツ間で「通貨・経済・社会同盟」を創設すると謳っている。民営化に関わる条項を見ると、以下の通りである。

まず「基本原則」(同条約第1章)では、1990年7月1日の条約発効以降、東ドイツでも西ドイツ・マルクを公式通貨とし、西ドイツ連邦銀行を通貨発券銀行として、経済同盟は両国に共通の経済秩序としての社会的市場経済を基礎とするとした。そして、それは私有財産制、競争、自由な価格形成、原則的に労働・資本・財貨・職務サービスの完全自由化によって規定される。締約国双方は、付則第9条により、土地と生産手段に対する個人投資家の所有権を保証する(第1条)とした。付則第9条を読むと、同条では、雇用を生み出す産業投資の促進のために、土地や生産手段を獲得した個人投資家の所有権を保障するとしている。さらに、資本金会社への転換に適した人民所有企業の選別の過程で、企業の固定資産としての人民所有地が価値評価されなければならない。転換後、新しく生れた資本金会社に人民所有地の所有権が移転さ

れなければならない。それに伴って、土地の利用についての資本会社の機会が、とくに信用調達目的のために拡大され、個人投資家による資本参加のための前提条件を改善することになるとした<sup>31)</sup>。

「通貨同盟の規定」(同条約第2章)では、東ドイツは人民所有財産およびその収益能力の現状把握のち、並びに、経済の構造適合と国家財政の建直しのためにそれを優先的に利用したのちに、預金者に人民所有財産に対する文書確約持分権を与える機会を予定するものとする(第10条第6項)。また「経済同盟の規定」(同条約第3章)では、東ドイツは、市場の力と私的イニシアチブを展開させる枠組条件を生み出すものとする。企業体制(Unternehmensverfassung)は、生産、数量、生産方式、出資、労働関係、価格、利益活用についての企業の自由な意思決定による社会的市場経済の原理に基礎を置いて形成されるものとする(第11条第2項)。東ドイツにおける企業の必要な構造的適合を促進するために、東ドイツ政府は、過渡期における財政政策上の可能な範囲内で、新しい市場条件への企業の迅速な構造的適合を容易にする方策をとるものとする(第14条)。通貨同盟の設立以降、東ドイツ政府は1990年度の部分予算を組み、法的、経済的に独立した企業への転換により、経済企業を東ドイツの国家予算から切り離すものとする(第25条第2項)。

さらに、人民所有財産の現状把握を行い、同財産は東ドイツの経済の構造適合と国家財政の建直しのために優先的に利用されなければならない(第26条第4項)。通貨同盟の成立後、東ドイツ財政の膨れあがった負債は、それが信託財産の利用から生れる、期待されうる将来的収益によって弁済されうる限り、信託財産に移譲される。その後に残る負債は、連邦と新ドイツ州によって折半配分される(第27条第3項)、とした。

以上の通り、通貨条約は、東ドイツが社会的市場経済の原理を導入し、それを基礎にして、私有財産制、競争、自由な価格形成、原則的に労働・資本・

31) Vgl. Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und der Bundesrepublik Deutschland vom 18. Mai 1990, Anlage IX: Möglichkeiten des Eigentumserwerbs privater Investoren an Grund und Boden sowie an Produktionsmitteln zur Förderung gewerblicher arbeitsplatzschaffender Investitionen.これについては、原文ないし、例えば Treuhandanstalt (hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, S.267の条文抜粋を参照のこと。

財貨・職務サービスの完全自由化を実現するものとするを成文化した。東ドイツは人民所有財産とその収益能力についての現状把握を行い、市場経済への東ドイツ経済の構造適合と国家財政の建直しのために人民所有財産を優先的に利用することとし、そのために東ドイツ企業を国家予算から切り離して、法的にも経済的にも独立した私企業に転換することとしたのである。この通貨条約に依って、東ドイツ企業の民営化を実現するために制定された法律が、すでに検討した「信託法」であった。

## 7. 統一条約と信託法

東西ドイツ政府は、1990年7月6日に統一条約に関する交渉を開始し、8月3日には東西ドイツ総選挙条約を調印し、8月31日に東西両ドイツ政府によって「統一条約」(第二国家条約<sup>32)</sup>)が承認され、ベルリンで調印された。そして9月20日に西ドイツ連邦議会と東ドイツ人民議会で同条約が批准され、10月3日に発効した。第二次世界大戦後、1949年から分断して存続してきた東西ドイツはこの日をもって再統一し、東ドイツことドイツ民主共和国は消滅した。戦後41年の長きにわたって東西陣営対峙を象徴してきた分断国家の歴史を終息させて、新しい統一国家を建設することとなったのである<sup>33)</sup>。

「統一条約」の中で東ドイツ国有財産を対象にした条文は、第21条「行政財産」(Verwaltungsvermögen)、第22条「財政財産」(Finanzsvermögen)、第25条「信託資産」(Treuhandvermögen)、第41条「財産問題規定」(Regelung von Vermögensfragen)である<sup>34)</sup>。

まず「行政財産」は地方自治体等の行政任務遂行に不可欠であるものを除いて連邦財産(Bundesvermögen)となり、旧国家保安省(ehemalige Ministerium für Staatssicherheit / 1989年11月17日に Amt für Nationale Sicherheitへ改称、俗称シュタージ Stasi)の財産は信託公社の権限下に置かれるとした。

32) Der Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands - Einigungsvertrag - vom 31. August 1990, 本稿では、*Der Einigungsvertrag*, Bonn: Goldmann Verlag, 1990を利用。

33) 拙稿「ドイツ信託公社による民営化始動への序曲—東ドイツ最終政権の選択—」[山口経済学雑誌]第57巻第4号, 2008年11月, 124頁参照のこと。

34) これについては、原文ないし、例えば Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, S.268-272の条文抜粋を参照のこと。

「財政資産」、つまり不動産や農林業資産を含めて、行政財産以外の公的財産は、社会保障資産を除いて、信託公社または地方自治体に移譲されない限りで、連邦の信託管理下に置かれる。財政資産が主に旧国家保安省の任務のために利用された限りでは、信託公社の権限下に置かれる。財政財産は連邦と東部ドイツ州との間で折半配分される。人民所有住宅は地方自治体の所有に移譲され、地方自治体は住宅を、社会的利益を考慮しながら、徐々に市場経済的な住宅経営へ移行させるものとした。

次に「信託財産」の条文では、1990年6月17日の「人民所有財産の民営化と再編成に関する法律 — 信託法 —」(GBI.1, Nr.33 S.300)は、以下の条件付の追加条項の発効によって、引続き有効とするとした。

①信託公社の地位(第25条第1項)：信託公社は今後とも、信託法の規定に従って、旧人民所有企業(volkseigene Betriebe)に競争構造を与え、民営化することを委任されている。信託公社は、権利能力を有する連邦直属の公法機関(rechtsfähige bundesunmittelbare Anstalt des öffentlichen Rechts)となる。連邦財務相は専門的・法的監査(Fach- und Rechtsaufsicht)の義務を負い、経済相や所管連邦相との合意の上で専門監査を引き受けるものとする。信託公社の資本参加(Beteiligungen)は連邦の間接的な資本参加である。信託公社定款の変更は、連邦政府の承認を必要とする、とした。つまり、ドイツ再統一前に閣僚評議会の監督下に置かれるとされた公社は、再統一に伴って新生ドイツ連邦財務相の監督下に置かれるものと変更されたのである。

②信託公社のガバナンス：信託公社の管理評議会のメンバー数は16人から20人に、最初の管理評議会については23人に増加される。人民議会で選出される2人の代表に代わって、東部ドイツ各州が公社管理評議会において、それぞれ1議席を持つ。信託法第4条第2項(評議員選出条項)に反して、管理評議会議長と他のメンバーは、連邦政府によって任命される、とした。つまり、公社の民営化事業を遂行する理事会は管理評議会の監督下に置かれ、同評議会は連邦財務相の監督下に置かれると同時に、東部ドイツ州政府の利害を反映しうるものとなったのである。

③信託公社の収益処理：締約国双方は、人民所有資産が、財政支援(haushaltsmäßige Trägerschaft)にかかわりなく、東部ドイツ地域における対策のためだけに利用されることを保証するものである。信託公社の収益は、1990年5月18日の通貨条約における国有・公有財産の利用条項(通貨条約第26条第4項、第27条第3項)に従って、然るべく利用されなければならない。農業の構造適合(Strukturanpassung)の枠内において、信託公社の収益は、個々の事例において、農業企業(landwirtschaftliche Unternehmen)の利益になるように、農業上の担保解除諸措置(Entschuldungsmaßnahmen)のためにも利用されることができる。まず農業企業には自己資産価値が与えられなければならない。

④信託公社の負債処理：通貨条約の起債・負債条項(第27条第1項)によって信託公社に付与される債権引受の授權は、上限総額170億ドイツ・マルクから250億ドイツ・マルクに増加される。前記債権は、通常、1995年12月31日までに返済されなければならない。連邦財務相は有効期間の延長を、また条件が根本的に変化する場合には債権上限の超過を認めることができる。

⑤信託公社の保証・担保引受権限：信託公社は、連邦財務相との合意を得て、保証や他の担保(Bürgschaften, Garantien und Gewährleistungen)を引き受ける権限を与えられる。

⑥預金縮減額代償：通貨条約の預金縮減額条項(第10条第6項)に従って、預金者には、後日の時点で、通貨切替の際に2対1に縮減された金額に代えて、人民所有資産に対する文書確約持分権を与えうることが予定されなければならない。

⑦ドイツ・マルク開業貸借対照表を確定するまでに、1990年6月30日以前に引き受けられた債権に対する利子・償還弁済(Zins- und Tilgungsleistungen)は延期されなければならない。嵩む利払いは、ドイツ信用銀行株式会社(Deutsche Kreditbank AG)と他の銀行に信託公社により行なわれなければならない、とした。

## おわりに

以上の考察において、信託法に定められた民営化、それに関する信託法と通貨条約、さらに同法と統一条約について、条規関係を取り上げ、民営化とその実施方法、その担い手としての信託公社の権限と責任に関する法的規定を詳しく検討した。もちろん、それらについては、すでに先行研究で検討されてきた。わが国では、法学者の立場から広渡清吾と小林公の、また経営学者の立場から前田淳の秀逸な研究実績がある<sup>35)</sup>。それらは法理を問い、法的変遷を素描するものではあっても、信託公社の事業活動と、それを正当化する法的根拠の条規関係を、委曲を尽くして浮き彫りにしたものとはいえないので、本稿は、敢えて民営化の業務活動を規定する法的条規を詳しく検討することとしたものである。ドイツ再統一後に信託公社によって実際に民営化の対象された企業が怒涛逆巻く市場経済の大海に投げ出されて、どのように売却、ないし再建され、あるいは解散整理されたのかを見る上で、かかる検討は不可欠である。信託公社の権限と責任、民営化遂行の業務活動に対する法的根拠を具体的に確認することを踏まえることで、民営化の実態に肉薄することができるであろう。その意味では、信託公社の業務活動をより具体的に定めた「信託公社定款<sup>36)</sup>」の検討が不可欠であるが、本稿では紙数の制約から、次稿に検討を繋げることにする。

35) 広渡清吾『統一ドイツの法変動：統一の一つの決算』有信堂高文社、1996年；小林公『ドイツ統一の歴史的位相—所有権の私有化・司法統合の法過程—』有信堂高文社、1999年；前田淳「ドイツ統一に至る法的根拠の変遷と信託公社」『三田商学研究』第38巻第5号、1995年12月（前田の一連の公社研究論文を併せて参照のこと）。

36) *Satzung der Treuhandanstalt vom 18. Juli 1990 (GBl. I Nr. 46 S. 809)*.